

愛知自治体キャラバン実行委員会の陳情書に対する回答

2010.10.27(水)AM10:30 懇談

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

本市においては、第4期介護保険事業計画の保険料設定において、従来の6段階制を8段階制にするなかで低所得者にも一定の配慮をおこなっております。また、保険料第2段階以下の方のうち、資産・預貯金の状況により保険料率を0.5から0.4に引き下げる減免制度も実施しております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

在宅サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費等の支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

なお、アンケート回答の【2】1. ②で前年度と比べて、件数が減となっているのは、毎月申請を年1回申請に変更したためであり、支給額が増になっているのは、前年度が介護・医療高額合算制度発足のため一時的に支給額が減少したためです。

また、住宅改修等に対する受領委任払いの導入については、他市町村での実施状況は承知していますが、現時点では考えておりません。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

《回答》

そのサービスを実施する必要性が、ケアプランの中できちんと位置づけられていれば、一律に制限はしておりません。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

介護保険施設の整備につきましては、一定の整備が必要と考えており、第4期介護保険

事業計画で整備予定の施設に加え、第5期の前倒し分も含めて整備を進めております。

★⑥介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護労働者の処遇改善については、介護報酬の改定で一定の配慮がされてきたところであります。また、国において「介護職員処遇改善交付金」の制度も実施されております。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

配食サービスについては、現在、配送料相当額を支出しており、週5回まで実施しております。また、会食方式については、老人クラブや自治会により敬老会等の形で地域において行われていると認識しております。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。
ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

一人暮らしで閉じこもりがちな家庭にボランティアを派遣し、会話を中心に簡単な生活支援を行う「高齢者安心サポート事業」を本年度から実施しております。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

高齢者の外出支援としては、70～79歳の方には2,000円、80歳以上の方については4,000円の電車・バス回数乗車券かタクシー乗車券の配布を行っております。

ウ.宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

デイサービスの形態で実施される方法を検討する方向で考えております。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

バリアフリーの高齢者住宅の整備については、市営住宅の建替等において整備して行くようにしています。

★(3)障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取り扱いとします。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

本市では、要介護認定結果通知時に障害者控除の案内を同封するとともに、要介護認定者のうち、障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除対象認定申請の案内を通知しております。なお、現在までの通算認定者数は2,931人となっております。

2. 高齢者医療などの充実について

★ ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

医療費の一部負担金については国の制度であり、市独自での対応は考えておりません。また、後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大は、現時点では困難であると考えております。

② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

保険証の取り上げ・資格証明書の発行は行っておりません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

障害者医療助成制度は、県全体の事業となりますので、本市独自の適用範囲の拡大は困難であると考えております。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

子ども医療費の助成につきましては、入院助成は20年度に中学校までに拡大し、通院助成は21年度に小学校6年生までに拡大しました。

今回18歳までの医療費無料助成の要望をいただきましたが本市においては、まず中学校までの通院に関わる医療費の助成について、県補助の動向や子育て施策全体を考慮しながら将来的には拡大していきたいと考えておりますが、財政状況も厳しい中でありますので、実施時期などにつきましては今後検討していきたいと思っております。

中学生の償還払いの現物給付への見直しにつきましては、現状、小学生までは通院入院とも助成しているため県内関係機関窓口での取り扱いもスムーズに実施されています。

入院のみしか使用できない中学生分が追加される場合は、利用者及び関係機関ともに思い違いなどによるトラブルが生じやすいため、本市と同じ範囲で助成している他都市と同様に実施していないものです。

受給者証の郵送につきましては、現状でも3年ごとの更新手続の際、更新案内や申請書類及び新しい受給者証を該当する方に郵送しております。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》

妊婦健診は産前14回を公費負担としており、検査項目については今後も検討していきたいと考えております。

また、母子健康手帳交付前の初回健診及び産後健診については、勉強していきたいと考えております。

③ 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

《回答》

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.3倍以下の世帯となっており、現段階での基準額の変更は考えておりません。

申請の受付は市の窓口で行っております。また、民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

本市では、学校給食の食材料費を給食費としています。
現時点では、給食費無料化は考えておりません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

《回答》

現在、国において新たな医療保険制度について協議中ですが、広域化につきましては、国民皆保険制度の基盤となっている国民健康保険の安定運営のための有効な手段の一つであると考えております。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

一般会計からの繰入につきましては、これまでも低所得者層に対する独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきました。また、現在新たな医療保険制度を検討する中で、国・県・市の役割と負担を明確にしていく方向で議論がされていますが、これらの検討結果や新たな制度へのスムーズな移行も踏まえながらこれまでのルールにつきましても考えてまいりたいと思っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》

少子化対策としては、近年「子ども医療」による窓口負担無料化の拡充や出産育児一時金の増額が図られているところです。国民健康保険に加入している子どもの均等割額の免除につきましては、その財源を国保被保険者の新たな負担とするのか、国保被保険者以外の方にも負担を求める一般会計からの繰り入れとするのかを含め、現在一般会計繰り入れにより実施している本市独自の減免制度との関係の整理、新たな医療保険制度の保険料(税)の方向などを踏まえて慎重に検討していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

低所得の方に対しては、現在、7割・5割・2割の軽減に加えて本市独自の4割・2割・1割の減免を実施しており合わせて最大8割の負担減となっておりますので、現時点で減免制度の更なる拡大は考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

経済悪化に伴う失業者の国保加入、現被保険者の所得激減等を踏まえ、前年度、減免の所得要件を緩和し対象者の拡大に努めております。また、今回の法改正により、非自発的離職者に対しても所要の減免措置が講じられておりますので、現時点で要綱の見直しは考えておりません。

(前年度見直し内容)

所得要件		減免率	
(旧)	(新)	50%～80%減収	50%以下減収
0～200万円	0～200万円	3/10	3.5/10
200万円～300万円	200万円～400万円	2/10	2.5/10
300万円～500万円	400万円～600万円	1/10	1.5/10

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

資格証明書の交付は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・納税相談を行うことを目的に行っているもので、納税できない特別な事情がある方を除いたうえで、納税相談や呼び出しなどに全く応答頂けない方、支払い能力があるにもかかわらず納付頂けない方を対象に止むを得ず交付(18歳未満の子ども、母子家庭や障がいをお持ちの方などを除く)しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

滞納者に対する給付制限は行っておりません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

《回答》

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために短期被保険者証の交付を行っています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

保険税を払いきれない加入者の事情を把握するため、納税相談や訪問指導・調査などを行って対応しています。税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付頂けない方を対象に行うよう配慮しているところです。

なお、無保険者の調査につきましては、実施は難しいものと考えております。

(国民健康保険税分差押実績)

年度	人数	期別件数	金額
19	8人	238件	2,247,200円
20	12人	233件	3,833,102円
21	23人	549件	17,074,390円

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

一部負担金の減免につきましては、本年度、その取扱いに関する厚生労働省保険局長通知が一部改正されたところです。本市としましても当該通知にもとづいて要綱を一部改正するとともに、円滑に事務が執行できるよう、減免等の事務処理とともに生活保護担当課との連携体制も確認しております。

また、制度の趣旨に沿って運用されるよう適切に周知していきたいと考えております。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

《回答》

更生医療につきましては、市民税非課税世帯は、上限月額を0円に軽減しています。また、精神障害者の通院医療費についても自己負担分を助成しています。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

《回答》

平成20年7月から世帯の範囲が見直され、18歳以上の障害者については、本人とその配偶者を世帯として収入を判断していますが、豊橋市独自の利用者負担軽減策を行うなど、利用者負担の軽減に努めています。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

《回答》

必要に応じ補正対応しています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

《回答》

施設利用者の食費・水光熱費につきましては、入所施設は負担を軽減する補足給付が行われています。また通所施設は食材料費のみの実費負担となるよう軽減措置が行われており、従来どおりの取り扱いとします。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

《回答》

障害者自立支援法等において定められており、従来どおりの取り扱いとします。
また、本人の状態に変化があれば申請により区分の見直しを随時行っています。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

《回答》

豊橋市障害者自立支援事業計画に基づき、施設整備に対して補助金を交付するなど施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行の受け皿となるグループホーム・ケアホームの確保を図るとともに訪問系サービスの充実などを図っていきたいと考えております。

6. 健診事業について

★ ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》

本市国民健康保険の特定健診及び後期高齢者の健診はいずれも自己負担額を無料としており、個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

次に、歯周疾患検診につきましては、自己負担金は無料ですが、がん検診は自己負担金を徴収しております。このことは財政負担の軽減を図るために一部負担をしていただいております。

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯の方の自己負担金は無料としております。

また、実施期間は準備等を除いた期間で、健診は個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

40歳未満の健康診査につきましては、生活習慣病の検診を受ける機会のない30・35歳の方を対象に、自己負担金は無料で行っております。

7. 予防接種について

★ ①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

《回答》

子宮頸がんワクチンの接種費用助成について、厚生労働省は、平成23年度予算概算要求において、助成を盛り込む方針を示しております。しかし、助成に対する国と地方の費用負担が明らかでなく、今後、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、公費助成を実施する自治体が増えてきていることは、認識しておりますが、ワクチンの供給体制や事業効果など総合的に検討してまいりたいと考えております。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

《回答》

任意の予防接種ワクチンの定期接種化については、既に開催された全国政令市衛生部局長会東ブロック会議において要望をしていくことが確認され、国に要望をしております。今後も機会を捉えて、国に定期接種化を働きかけてまいりたいと考えております。

8. 生活保護について

★ ①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は一切していません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

正規職員の増員については、法に準拠した人員配置に向けて努力しています。